

浜田市

特定地域生活排水処理事業

経営戦略

平成 29 年度～平成 38 年度

平成 29 年 3 月

浜田市上下水道部

目次

1. 経営戦略策定の目的.....	2
2. 事業概要.....	2
(1) 事業の現況	2
① 施設.....	2
② 使用料.....	3
③ 組織.....	5
(2) 民間活力の活用等.....	6
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	7
3. 経営の基本方針.....	8
4. 投資・財政計画(収支計画).....	9
(1) 投資・財政計画(収支計画)	9
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	9
① 収支計画のうち投資についての説明.....	9
② 収支計画のうち財源についての説明.....	11
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明.....	12
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	14
① 今後の投資についての考え方・検討状況.....	14
② 今後の財源についての考え方・検討状況.....	14
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況	14
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	15

添付資料

経営比較分析表
投資・財政計画

浜田市特定地域生活排水処理事業経営戦略

団体名：島根県浜田市
事業名：特定地域生活排水処理事業
策定期日：平成29年3月
計画期間：平成29年度～平成38年度

1. 経営戦略策定の目的

下水道事業は、住民に清潔で快適な生活をもたらすのみならず、河川等の水質を保全し、海の資源を豊かにするためにも重要な事業です。

当市ではこれまで公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業、漁業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業等により、地域に応じた快適な生活環境づくりを図ってきました。

旭、弥栄、三隅地区で実施している特定地域生活排水処理事業は、平成27年度に整備を完了し、現在は汚水処理を行うための維持管理が主体となっています。将来に渡り安定した維持管理を行うための定期的な設備更新に多くの費用が必要となります。

本経営戦略は、下水道事業の現状と将来見通しを踏まえ、投資等と財政の均衡を図り、持続可能な下水道事業を推進していくための中長期的な経営の基本計画として策定するものです。

2. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始日 (供用開始後年数)	旭地区	平成17年4月1日 (11年)
	弥栄地区	
	三隅地区	
処理区内 人口密度等 (平成27年度末)	現在排水区域内人口	1,320人
	処理区域内人口密度	0.04人/ha
流域下水道等への接続の有無	該当なし	
法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	地方公営企業法非適用	

設置地区数		【 3 地区 】 旭地区・弥栄地区・三隅地区	
設置基數	合併処理浄化槽 521 基	旭地区	205 基
		弥栄地区	123 基
		三隅地区	193 基
広域化・共同化・最適化 実施状況 *1		地理的・経済的に最適な処理方法を検討し、旭、 弥栄及び三隅地区の集合処理区域外で特定地域生 活排水処理事業を採択しました。	

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圈構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

家庭用 使用料 体 系 の 概要・考え方	平成 17 年 10 月の市町村合併以降、旧市町村ごとに合併前の使用料体系を使用していましたが、平成 23 年 4 月に料金統一を行いました。 使用料体系は従量制(基本料金設定)です。基本料金は、1 カ月 10 m ³ までで、それ以上は増加に従って 2 段階の累進制となっています。使用料算定の考えは、施設維持管理費を使用料で回収することを基本としています。												
	<table border="1"> <tr> <th colspan="3">一般汚水 使用料(1 月につき)</th> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td>10 立方メートルまでの分</td> <td>1,620 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">超過料金 (1 立方メートルにつき)</td> <td>10 立方メートルを超えて 20 立方メートルまでの分</td> <td>135 円</td> </tr> <tr> <td>20 立方メートルを超える分</td> <td>210.6 円</td> </tr> </table>			一般汚水 使用料(1 月につき)			基本料金	10 立方メートルまでの分	1,620 円	超過料金 (1 立方メートルにつき)	10 立方メートルを超えて 20 立方メートルまでの分	135 円	20 立方メートルを超える分
一般汚水 使用料(1 月につき)													
基本料金	10 立方メートルまでの分	1,620 円											
超過料金 (1 立方メートルにつき)	10 立方メートルを超えて 20 立方メートルまでの分	135 円											
	20 立方メートルを超える分	210.6 円											
業務用 使用料 体 系 の 概要・考え方	該当なし												

その他の使用料
体 系 の
概 要・考 え 方

平成 23 年 4 月から、従量制の公衆浴場等汚水単価を導入しました。現在、該当する施設はありません。

公衆浴場等汚水使用料

1 立方メートルにつき	97.2 円
-------------	--------

対象施設

- (1)公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)第 2 条第 1 項の規定により島根県知事の許可を受けた公衆浴場
- (2)老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 15 条第 3 項又は第 4 項の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの浴場施設
- (3)老人福祉法第 15 条第 5 項の軽費老人ホーム又は老人福祉センターの浴場施設
- (4)介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 28 項の介護老人保健施設の浴場施設

	条例上の使用料 *2 (20 m ³ あたり)	実質的な使用料 *3 (20 m ³ あたり)
平成 25 年度	2,887 円	3,287 円
平成 26 年度	2,970 円	3,434 円
平成 27 年度	2,970 円	3,456 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

(平成 29 年 3 月 21 日現在)

	下水道課職員は、課長以下 12 名(正規職員 10 名、臨時・嘱託職員 2 名)で構成されています。		
	下水道課長	1人	下水道事業総括
	管 理 係	5人	負担金・使用料・予算・決算・経理等
	整 備 係	3人	下水道事業企画・認可・設計・施行等
	施 設 係	3人	調査・指導・維持管理・台帳整備等
	合計	12 人	
職 員 数	<p>下水道課で行っている下水道事業は次の 5 事業です。</p> <ul style="list-style-type: none">■ 特定環境保全公共下水道事業■ 農業集落排水事業■ 漁業集落排水事業■ 特定地域生活排水処理事業■ 個別排水処理事業 <p>今後は、市街地での「公共下水道事業」を計画しています。</p> <p>また、下水道処理区域外で合併処理浄化槽を設置する個人住宅に対して、補助金を交付しています。</p>		

	<p>下水道課は平成 24 年度の機構改革により、建設部から上下水道部へ異動しました。</p> <p>上下水道部は、3 課で構成されており、職員は、部長以下 49 名（正職員 37 名、臨時嘱託職員 12 名）で構成されています。</p>
事業運営組織	<p style="text-align: center;"><u>上下水道部 組織図</u></p> <pre> graph TD A[上下水道部長(1)] --- B[管理課長(1)] A --- C[工務課長(1)] B --- D[業務係(8)] B --- E[管理第一係(4)] B --- F[管理第二係(4)] C --- G[計画係(4)] C --- H[水源係(7)] C --- I[工務係(7)] D --- J[施設係(3)] D --- K[整備係(3)] D --- L[管理係(5)] </pre>

(2) 民間活力の活用等

(平成 29 年 3 月 21 日現在)

民間活用 の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	民間に委託している業務 ・特定地域生活排水処理施設(浄化槽)の維持管理
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用 の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし

	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし
--	---------------------------------	------

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

別紙 「経営比較分析表」のとおり

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

当市の下水道事業は採算性が低く、生活環境の改善・公共用水域の水質保全等、保健衛生・環境行政の面を強く持っており、経営は一般会計からの繰入に大きく依存しています。そのため、収入の確保を図り、経費削減に努め、経営の効率化・健全化に取組む必要があります。

3. 経営の基本方針

当市は、住民に清潔で快適な生活をもたらすのみならず、河川等の水質を保全し、海の資源を豊かにするために下水道整備を進めます。

そのための経営基本方針は、次のとおりです。

○適切で計画的な事業執行

これまでの投資に伴う公債費の大きな負担や維持管理費の増加傾向から、厳しい経営を強いられていますが、限られた財源の範囲で適正な事業計画と財政計画を基に経営を行います。

○収入の確保

財政基盤強化のため、使用料を確実に収入すると共に、国や地方債の資金を的確に調達します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙「投資・財政計画」のとおり

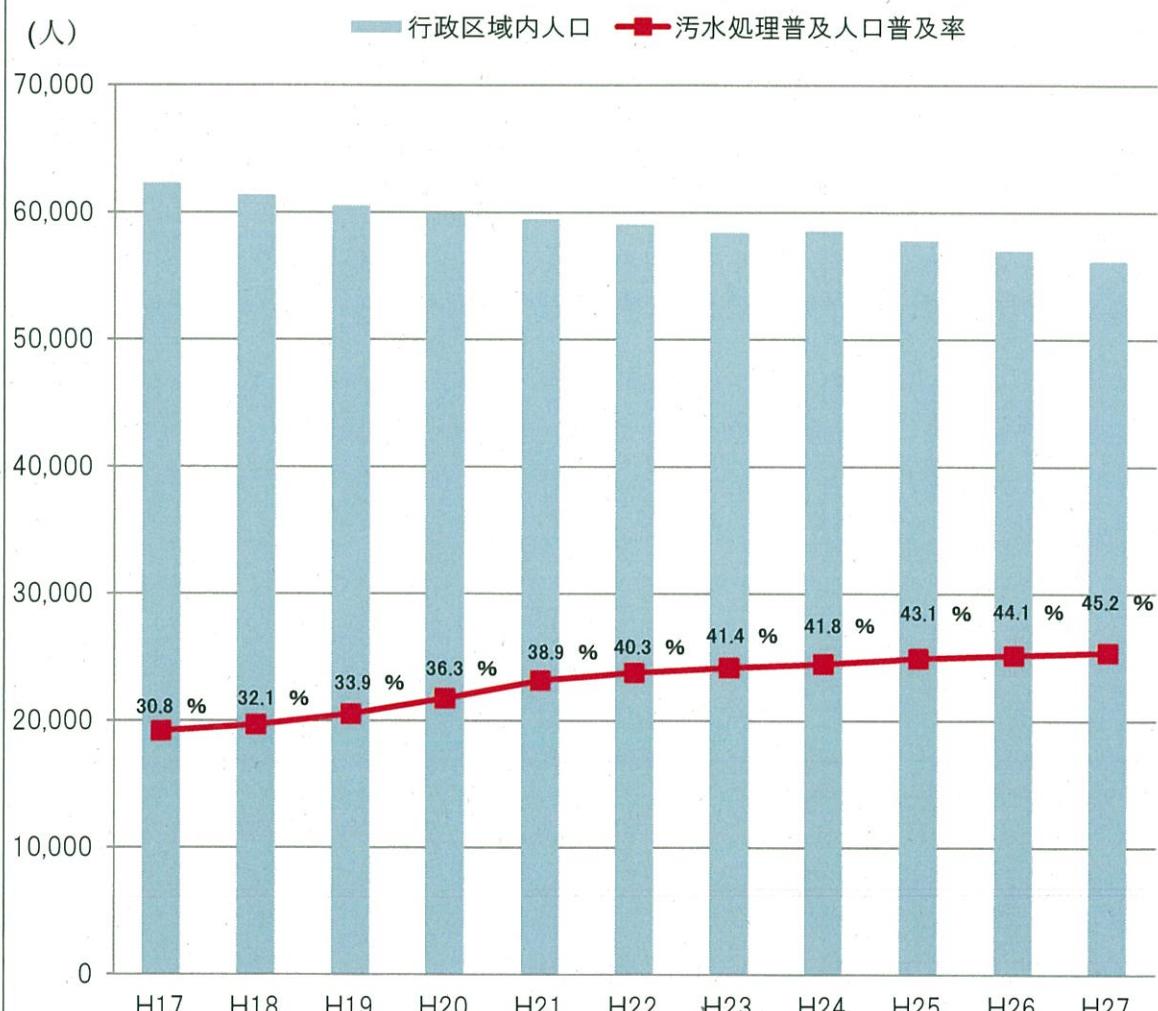
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

【投資の目標】

平成 27 年度末 45.2% の汚水処理人口普及率を、平成 33 年度末には 49% まで向上させます。

図1 行政区域内人口と汚水処理普及人口普及率の推移



※平成 24 年度から外国人を含む。

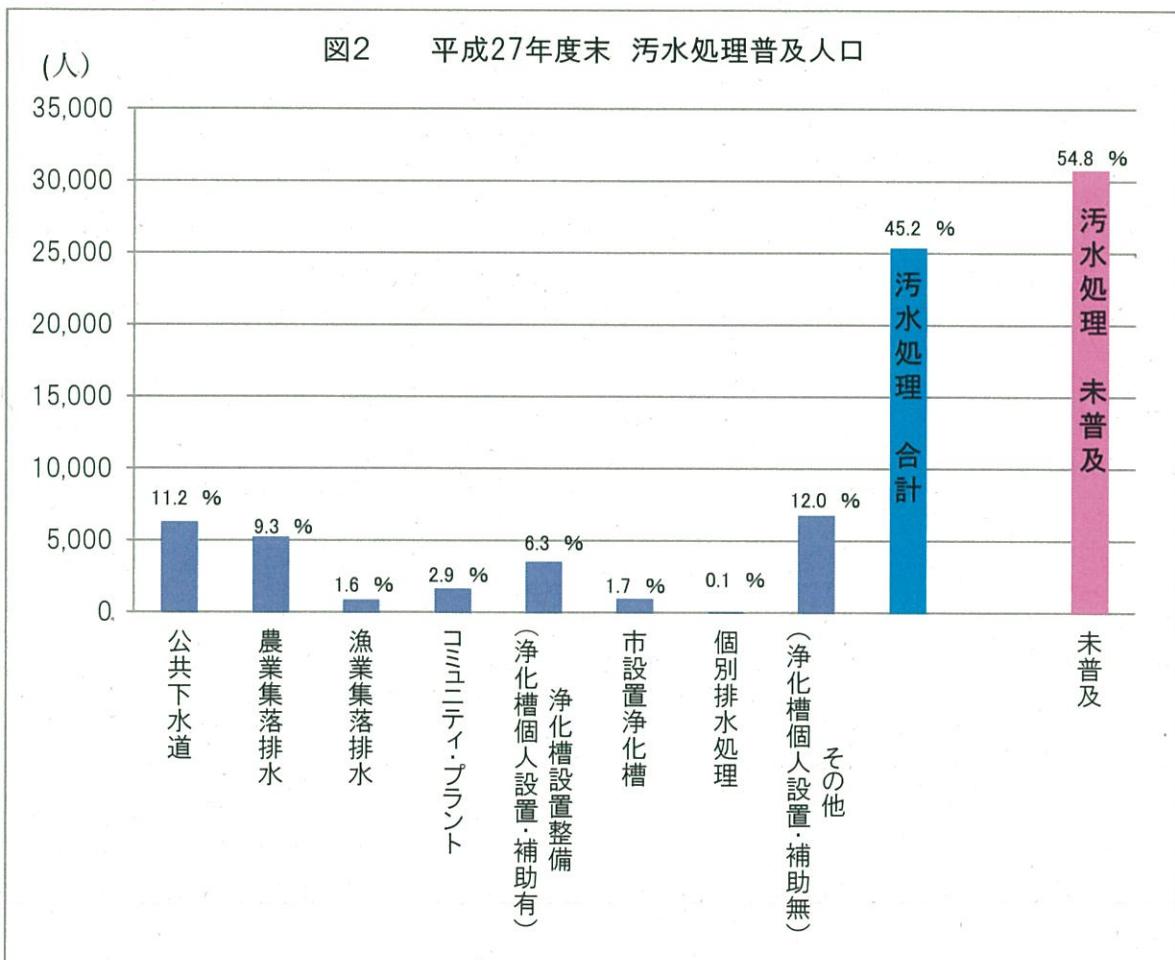
平成27年度末 汚水処理人口普及率

	公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	コミュニティ・プラント	浄化槽設置整備 (浄化槽個人設置・補助有)	市設置浄化槽	個別排水処理	その他 (浄化槽個人設置・補助無)	汚水処理合計
普及人口(人)	6,293	5,238	879	1,651	3,524	971	77	6,747	25,380
普及率	11.2%	9.3%	1.6%	2.9%	6.3%	1.7%	0.1%	12.0%	45.2%

※行政人口 56,159人

※端数を四捨五入しているため、合計が一致しません。

図2 平成27年度末 汚水処理普及人口



※浄化槽については設置時の種類のため、市設置浄化槽に譲渡を受けた浄化槽は含んでいません

【建設・更新に関する事項】

平成 27 年度に整備を完了しており、計画期間内の整備・更新事業の計画はありません。

【地方債償還に関する事項】

過去に借り入れた起債の元金償還額を計上。

償還期間: 10~30 年

(2) 収支計画のうち財源についての説明

【財源の目標】

計画期間の平成 38 年度まで、維持管理費の 40%以上を使用料で賄うことを目指します。(平成 28 年度見込み 45.5%)

【使用料収入に関する事項】

平成 27 年度に整備が完了し、平成 28 年度にはほぼ水洗化が完了されたことから、平成 29 年度の収入がピークと見込みました。

料金収入の計画にあたっては、少子高齢化・人口減少、節水志向等の諸事情により平成 30 年度以降の增收は厳しいと考え、計画期間中の平成 38 年度まで、使用料収入は横ばいで計画しました。

なお、平成 31 年 10 月からは消費税率 10%で計上しました。

算定方法

平成 28 年度決算見込みを基に計上。

【補助金及び地方債に関する事項】

1. 国庫補助金

期間内の計画はありません。

2. 地方債

期間内の計画はありません。

【繰入金に関する事項】

総務省が定める繰出し基準に定める額の他、財源の不足分を一般会計からの繰入金

で賄いますが、経費削減に努め、繰入額を最小限に抑えます。

一般会計繰入金			繰入額	備考
収益分	基準内繰入	H29～H38	1億1,910万円	分流式下水道に要する経費
	基準外繰入	H29～H38	2億3,798万8千円	維持管理費の一部等
資本分	基準内繰入	H29～H38	なし	
	基準外繰入	H29～H38	なし	

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【職員給与費に関する事項】

職員給与費は、公共下水道事業と農業集落排水事業で見込んだため、計上していません。

【動力費・薬品費・修繕費・委託費に関する事項】

・平成29年度から平成33年度まで

直近の伸び率及び経費削減効果を勘案し、平成28年度決算見込額×1.03で計上。

・平成34年度から平成38年度まで

平成33年度の計画額×1.02で計上

・民間に維持管理業務等を委託し、民間のノウハウを活用します。

【地方債償還利子に関する事項】

過去に借り入れた起債の償還利子を計上。

利率:0.1～2.3%

なお、経費について平成31年10月以降は消費税額10%で計上しました。

図3 投資等計画

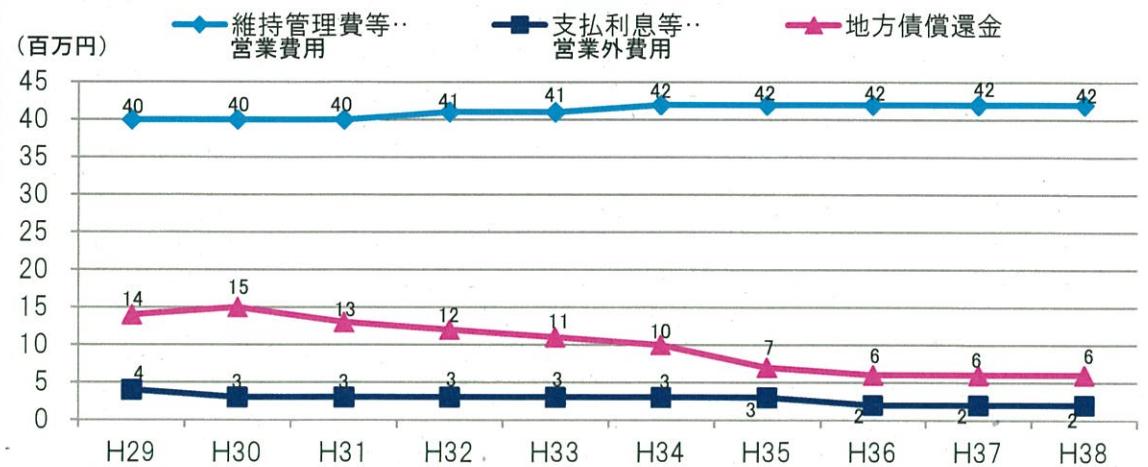
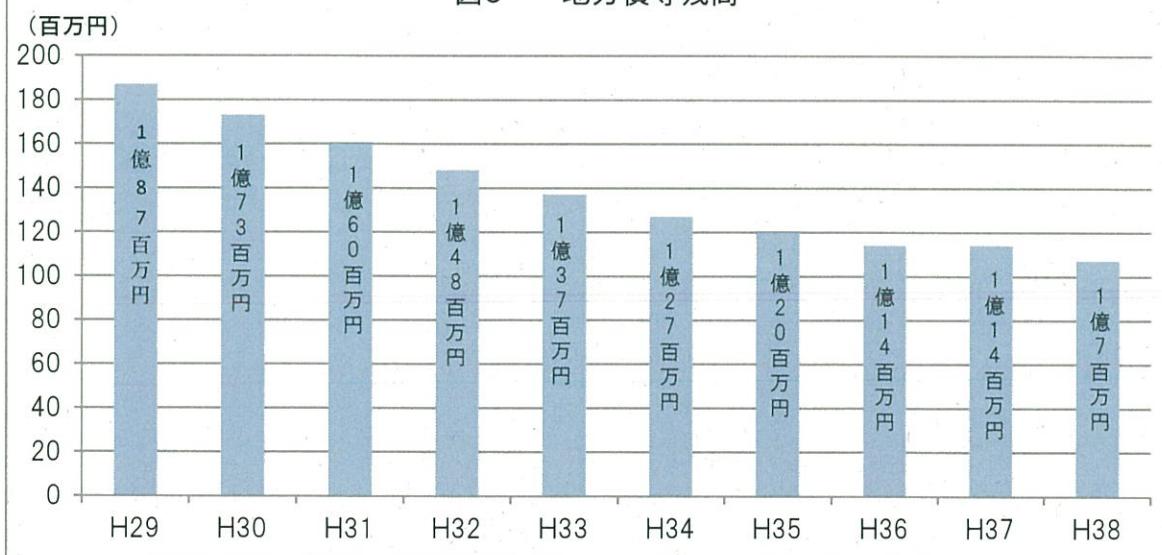


図4 財源計画



図5 地方債等残高



(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかつた検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかつた検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化については他自治体との検討が必要なため、計画には反映されていません。
投資の平準化に関する事項	投資を行う場合は、優先順位を判断し、投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	PPP・PFIなど民間活力を活用している自治体の調査及び手法の長所・短所等、先進地を研究し、導入に向けて検討します。
その他の取組	投資を行う場合は、現状把握と将来必要となる住民サービスの予測を行い、事業規模、整備手法及び事業の優先順位等、最適なものを選択し合理化に努めます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の見直しについては、水道事業が平成30年度以降に水道料金の値上げを予定しており、また平成31年度に消費税増税が予定されているため、地域の状況や住民負担を考慮すると下水道使用料の改定時期は慎重に検討する必要があります。当面は、経費の削減に努めながら、改定時期・改定率等について研究します。
資産活用による収入増加の取組について	当市の事業規模では資産活用に係る事業の拡大は経営として採算がとれないと考えるため、取組の予定はありません。
その他の取組	資本費平準化債の利用については、財政担当課と検討します。下水道への関心を深めてもらうことを目的とした啓発活動を一層推進し、更に接続率の向上に努め、一般会計からの繰入金を最小限に抑えるように努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	今後も民間に維持管理業務等を委託し、民間のノウハウを活用します。また、委託内容の見直し、及び委託業務の拡大を検討します。
--	--

職員給与費に関する事項	水道事業との組織統合を検討し、業務量に応じ適正な職員数の配置となるよう見直します。
動力費に関する事項	毎月の動力費を補助簿で管理し、前月及び前年同月との比較を行っています。増額の場合は原因を追究し、不具合に対しては早めの対応を行い、動力費・修繕費の削減に努めます。
薬品費に関する事項	薬品費削減に向け、抑制方法を検討します。
修繕費に関する事項	使用者に下水道の正しい使用方法等を周知し、修繕費の削減に努めます。また、不具合については早めの対応を行い、修繕費の削減に努めます。
委託費に関する事項	今後も民間に維持管理業務を委託し、民間のノウハウを活用します。また、委託内容の見直し及び委託業務の拡大を検討します。
その他の取組	特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業で折半している検針委託料や料金システム保守料等を、4つの特別会計で負担することを検討します。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	投資・財政計画の達成状況について、PDCA サイクルにより、毎年度進捗管理(モニタリング)を行います。 また、経営戦略については、5 年ごとに見直し(ローリング)を行い、投資・財政計画に未反映の取組及び今後検討予定の取組の具体化並びに将来の事業環境の変化への適応など、より充実した計画となるよう努めます。
---------------------	---

経営比較分析表

島根県 浜田市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	2.35	100.00

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
56,730	690.66	82.14
處理区域内人口(人)	處理区域面積(km ²)	處理区域内人口密度(人/km ²)
1,320	350.25	3.77

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 平成27年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率は、92.50%（前年比3.22P減）であり、ほぼ継続並みとなった。黒字であることを示す100%に近いが、今後は人口減少、節水志向等による使用料の減収と、将来必要となる更新投資を見据え、維持管理費の削減に努め、健全経営に向け、引き続き取り組む必要がある。

企業債残高対事業規模比率は、設置基数の増加に伴う料金収入の増加、及び、分流式下水道等による経費として地方債の一部を一般会計が負担しているため、類似団体や経年で比較し低くなっている。

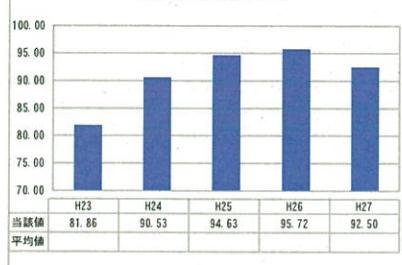
経費回収率は、45%程度と低水準であり、類似団体と比較しても低くなっている。健全経営に向け、汚水処理費用の削減等に努める必要がある。

汚水原価は、類似団体と比較し高くなっている。維持管理費の削減等により、経営改善が必要である。

施設利用率は、近年遞減傾向にあり、また、類似団体と比較しても低くなっている。今後の利用状況を注視していく必要がある。

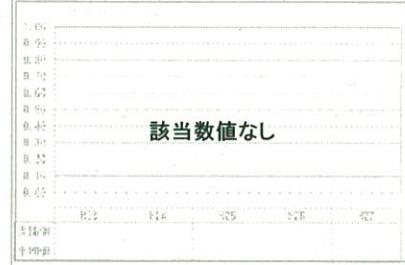
水洗化率は、100%に達しており、公共用水域の水質保全につながっている。

①収益的収支比率(%)



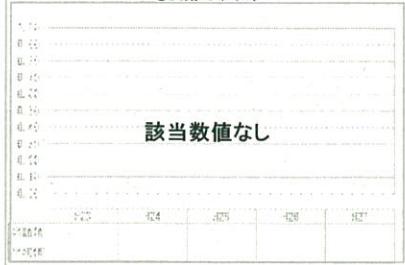
「単年度の収支」

②累積欠損金比率(%)



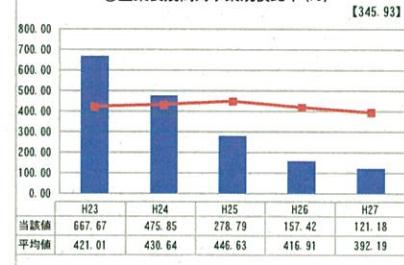
「累積欠損」

③流動比率(%)



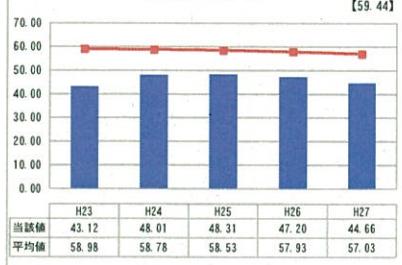
「支払能力」

④企業債残高対事業規模比率(%)



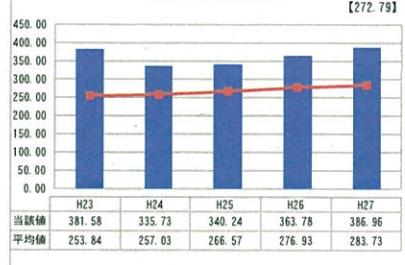
「債務残高」

⑤経費回収率(%)



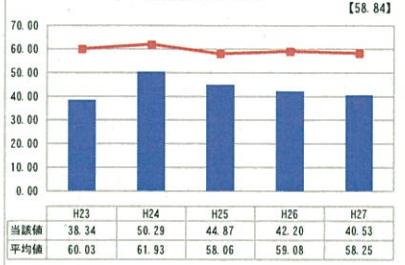
「料金水準の適切性」

⑥汚水処理原価(円)



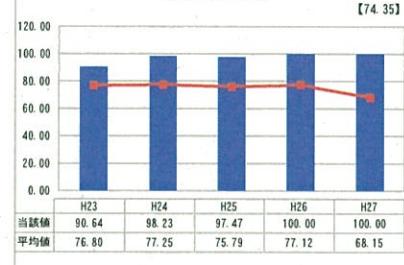
「費用の効率性」

⑦施設利用率(%)



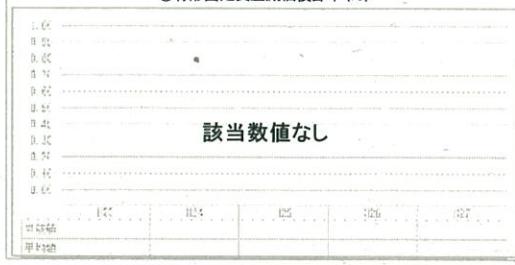
「施設の効率性」

⑧水洗化率(%)



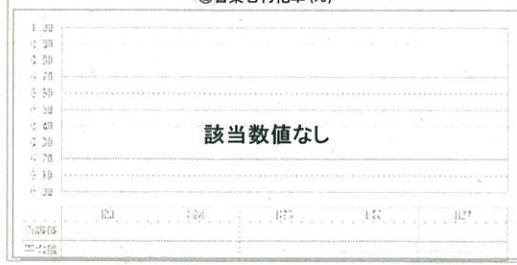
「使用料対象の捕捉」

①有形固定資産減価償却率(%)



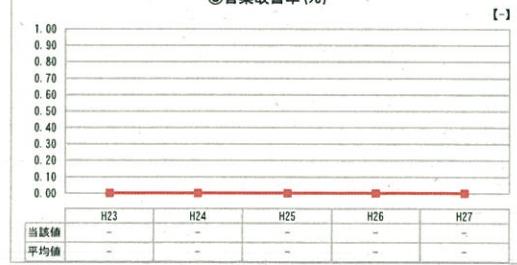
「施設全体の減価償却の状況」

②管渠老朽化率(%)



「管渠の経年化の状況」

③管渠改善率(%)



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

全体総括

平成27年度で整備事業が終了した。今後必要となる更新投資を見据え、引き続き経費削減に取り組むなど、健全経営に向け努力する必要がある。

* 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

* 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画

(単位:千円、%)

【特定地域生活排水処理事業】

区分		年 度	前々年度	前年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
			27年度 決算	28年度 決算見込										
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	47,201	54,232	58,710	58,220	56,372	55,242	54,351	54,342	51,610	50,277	50,276	50,276	
	(1) 営 業 収 益 (B)	17,278	17,706	18,008	18,010	18,176	18,342	18,342	18,342	18,342	18,342	18,342	18,342	
	ア 料 金 収 入	17,268	17,700	18,000	18,000	18,166	18,332	18,332	18,332	18,332	18,332	18,332	18,332	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他	10	6	8	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	(2) 営 業 外 収 益	29,923	36,526	40,702	40,210	38,196	36,900	36,009	36,000	33,268	31,935	31,934	31,934	
	ア 他 会 計 繰 入 金	29,682	36,026	40,702	40,210	38,196	36,900	36,009	36,000	33,268	31,935	31,934	31,934	
	イ そ の 他	241	500											
	2 総 費 用 (D)	37,689	41,697	44,453	43,334	43,506	43,713	43,570	44,259	44,143	44,049	43,961	43,871	
収益的 支出	(1) 営 業 費 用	34,747	38,850	40,002	40,002	40,373	40,744	40,744	41,559	41,559	41,559	41,559	41,559	
	ア 職 員 給 与 費													
	うち 退職手当													
	イ そ の 他	34,747	38,850	40,002	40,002	40,373	40,744	40,744	41,559	41,559	41,559	41,559	41,559	
	(2) 営 業 外 費 用	2,942	2,847	4,451	3,332	3,133	2,969	2,826	2,700	2,584	2,490	2,402	2,312	
	ア 支 払 利 息	2,885	2,725	2,535	2,332	2,133	1,969	1,826	1,700	1,584	1,490	1,402	1,312	
	うち 一時借入金利息													
	イ そ の 他	57	122	1,916	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	3 収支差引 (A)-(D) (E)	9,512	12,535	14,257	14,886	12,866	11,529	10,781	10,083	7,467	6,228	6,315	6,405	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	41,602	1,312	225										
	(1) 地 方 債	24,600												
	資 本 費 平 準 化 債													
	(2) 他 会 計 補 助 金	5,357												
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国(都道府県)補助金	7,445												
資本的 支出	(6) 工 事 負 担 金	4,200	1,312	225										
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	51,079	13,909	14,482	14,886	12,866	11,529	10,781	10,083	7,467	6,228	6,315	6,405	
	(1) 建 設 改 良 費	37,740												
	うち 職員給与費													
	(2) 地 方 債 債 還 金 (H)	13,339	13,909	14,482	14,886	12,866	11,529	10,781	10,083	7,467	6,228	6,315	6,405	
資本的 支 出	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
	(5) そ の 他													
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 9,477	△ 12,597	△ 14,257	△ 14,886	△ 12,866	△ 11,529	△ 10,781	△ 10,083	△ 7,467	△ 6,228	△ 6,315	△ 6,405	

投資・財政計画

(単位:千円、%)

[特定地域生活排水処理事業]

区分	年 度	前々年度	前年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		27年度 決 算	28年度 決算見込										
収支再差引	(E)+(I) (J)	35	△ 62										
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	27	62										
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	62											
翌年度へ繰り越すべき財源(O)													
実質収支	黒字(P) (N)-(O) 赤字(Q)	62											
赤字比率	(Q) (B)-(C) × 100												
収益的収支比率	(A) (D)+(H) × 100	93	98	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額(R)													
営業収益 - 受託工事収益(B)-(C) (S)	17,278	17,706	18,008	18,010	18,176	18,342	18,342	18,342	18,342	18,342	18,342	18,342	18,342
地方財政法による資金不足の比率((R)/(S) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模(V)	17,278	17,706	18,008	18,010	18,176	18,342	18,342	18,342	18,342	18,342	18,342	18,342	18,342
健全化法第22条により算定した資金不足比率((T)/(V) × 100)													
他会計借入金残高(W)													
地方債残高(X)	215,843	201,934	187,452	172,566	159,700	148,171	137,390	127,307	119,840	113,612	113,525	107,207	

○他会計繰入金

(単位:千円位:千円) 単位:千円

区分	年 度	前々年度	前年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		27年度 決 算	28年度 決算見込										
収益的収支分		29,682	36,026	40,702	40,210	38,196	36,900	36,009	36,000	33,268	31,935	31,934	31,934
	うち基準内繰入金	12,362	15,322	16,792	17,218	14,999	13,498	12,607	11,783	9,051	7,718	7,717	7,717
	うち基準外繰入金	17,320	20,704	23,910	22,992	23,197	23,402	23,402	24,217	24,217	24,217	24,217	24,217
資本的収支分		5,357											
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	5,357											
合 计		35,039	36,026	40,702	40,210	38,196	36,900	36,009	36,000	33,268	31,935	31,934	31,934